○農林水産省告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県八女郡広川町大字水原字梯迫二三八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木松末字井尻一七〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市隈江字四ッ塚七五八の二、七五八の三、七六〇（次の図に示す部分に限る。）、字鳶尾七七一の一、字仲道七七二の一、七七二の八、七七二の四九（次の図に示す部分に限る。）、七七二の一〇八、七七二の一一〇、字兎袋八八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡筑前町栗田字上宮二一九七の四、二一九七の五、二一九七の七四、二一九七の七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町田篭字ダイ一五一、一五二、字桂木一五三の二、字砥石片一七五、一七六、字サダラ二四の一、字新明二九四、字田園四一九、字北向片一五四二の五、一五四七、一五六〇の二、一五六一の一、一五六一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　保安林の所在場所　愛媛県新居浜市別子山字瓜生野乙二八二、乙二八三

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瓜生野乙二八二・乙二八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久主三〇八五・三〇八六・三〇八九・三〇九五・三一一三・三一一七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

二(一)　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主三〇八〇、三〇八五、三〇八六、三〇八九、三〇九五から三〇九八まで、三一一二、三一一三、三一一七

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町窪野五七〇八・五七〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三(一)　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町窪野五七〇八、五七〇九の一、五七〇九の二、五七一二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町窪野五七〇八・五七〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。